

広島市議会常任委員会等傍聴要領新旧対照表

現行	改正
<p>(傍聴人の数の制限)</p> <p>第6条 委員長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。</p>	<p>第6条 (現行に同じ。)</p>
<p>(傍聴することができない者)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(2) <u>銃器その他危険な物を携帯している者</u></p> <p>(3) <u>ビラ、プラカード、旗その他気勢を示すおそれのある物を携帯している者</u></p> <p>(4) <u>笛、太鼓その他楽器の類を携帯している者</u></p> <p>(5) 既に、常任委員会等を傍聴しようとする日において、第11条第3項の規定により誓約書を提出し、かつ、当該誓約書提出後に当該誓約書の提出を受けた委員長から条例第21条第3項又はこの要領第11条第1項の規定により退場を命ぜられた者</p> <p>(6) 既に、常任委員会等を傍聴しようとする日において、規則第16条第3項の規定により誓約書を提出し、かつ、当該誓約書提出後に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第1項若しくは第2項又は規則第16条第1項の規定により退場を命ぜられた者</p> <p>(7) 既に、傍聴しようとする常任委員会等で議題となり、又は議題となる予定の案件と同一の案件が議題となったその会期中の常任委員会等において、第11条第3項の規定により誓約書を提出し、かつ、当該誓約書提出後当該常任委員会等において当該案件に関連して委員会室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしたために当該誓約書の提出</p>	<p>(傍聴することができない者)</p> <p>第7条 (現行に同じ。)</p> <p>(1) <u>銃器その他危険な物を持っている者</u></p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他委員会室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>(4) (現行に同じ。)</p> <p>(5) (現行に同じ。)</p> <p>(6) 既に、傍聴しようとする常任委員会等で議題となり、又は議題となる予定の案件と同一の案件が議題となったその会期中の常任委員会等において、第11条第3項の規定により誓約書を提出し、かつ、当該誓約書提出後当該常任委員会等において当該案件に関連して委員会室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしたために当該誓約書の提出</p>

<p>受けた委員長から条例第21条第3項又はこの要領第11条第1項の規定により退場を命ぜられた者（<u>第5号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p><u>(8)</u> 既に、傍聴しようとする常任委員会等で議題となり、又は議題となる予定の案件と同一の案件が議題となつたその会期中の会議において、規則第16条第3項の規定により誓約書を提出し、かつ、当該誓約書提出後当該会議において当該案件に関連して議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしたために法第130条第1項若しくは第2項又は規則第16条第1項の規定により退場を命ぜられた者（<u>第6号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p><u>(9)</u> 第11条第3項の規定により、傍聴しようとする常任委員会等において委員長に誓約書を提出しなければならない者であつて、当該誓約書の提出をしないもの</p> <p><u>(10)</u> 条例又はこの要領を遵守しない意思を明確に示している者</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>受けた委員長から条例第21条第3項又はこの要領第11条第1項の規定により退場を命ぜられた者（<u>第4号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p><u>(7)</u> 既に、傍聴しようとする常任委員会等で議題となり、又は議題となる予定の案件と同一の案件が議題となつたその会期中の会議において、規則第16条第3項の規定により誓約書を提出し、かつ、当該誓約書提出後当該会議において当該案件に関連して議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしたために法第130条第1項若しくは第2項又は規則第16条第1項の規定により退場を命ぜられた者（<u>第5号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p><u>(8)</u> (現行に同じ。)</p>
<p><u>(11)</u> 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>(10)</u> その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</p> <p>(削る。)</p> <p>2 委員長は、必要と認めるときは、常任委員会等を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</p> <p>3 前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者は、第1項に規定する者に該当するものとして、同項の規定を適用する。</p>

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大きな声を出すなど騒ぎ立てないこと。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員

<p>(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器は、電源を切るなど音を発生しない状態とすること。</p> <p>(5) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、委員会室の秩序を乱し、又は常任委員会等の妨害となるような行為をしないこと。</p>	<p>会室に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</p> <p>(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。</p> <p>(4) 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>(5) 傍聴席に着き、みだりに席を離れないこと。</p> <p>(6) その他委員会室の秩序を乱し、常任委員会等を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</p>
<p>(写真、映画等の撮影及び録音等の制限)</p> <p>第9条 傍聴人は、委員会室において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ委員会傍聴申込書兼委員会撮影等許可申請書（別記様式第1号）を委員長に提出し、許可を得なければならない。</p>	<p>(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)</p> <p>第9条 傍聴人は、委員会室において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、委員会傍聴申込書兼委員会撮影等許可申請書（別記様式第1号）を委員長に提出し、写真の撮影、録音、録画、放送等について特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。</p>
<p>2 前項の許可を得た者は、係員が指定した場所において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をすることができる。</p> <p>3 規則第14条の規定により許可を得た報道関係者については、本条に規定する許可を得たものとみなす。</p>	<p>2 前項ただし書の許可を得た者は、係員が指定した場所において、写真の撮影、録音、録画、放送等をすることができる。</p> <p>3 規則第14条ただし書の許可を得た報道関係者については、第1項ただし書の許可を得たものとみなす。</p>
<p>(係員の指示)</p> <p>第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。</p>	<p>(係員の指示)</p> <p>第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならぬ。</p>
<p>別記様式第1号（第4条、第9条関係）</p>	<p>別記様式第1号（第4条、第9条関係）</p>
<p>(略)</p>	<p>(現行に同じ。)</p>
<p>撮影 録音</p>	<p>撮影 録音 放送等</p>
<p>(略)</p>	<p>(現行に同じ。)</p>
<p>平成 年 月 日</p>	<p>令和 年 月 日</p>

(略)	(現行に同じ。)
別記様式第3号（第11条関係）	別記様式第3号（第11条関係）
(略)	(現行に同じ。)
注 <u>この誓約書が提出された日において、この誓約書を提出した者がこの誓約書提出後この誓約書の提出を受けた委員長から退場を命ぜられた場合、この誓約書に記入された住所及び氏名並びにその者</u> に係る退場に関する情報は、 <u>同日及び同日後同日の属する会期中における</u> <u>本会議、常任委員会及び特別委員会の傍聴の受付において利用するため、議長、これらの委員会の委員長及び当該受付に關係する事務に従事する議会事務局の職員で共有する。</u>	注 _____ _____この誓約書に記入された住所及び氏名並びに <u>この誓約書を提出した者</u> に係る退場に関する情報は、 <u>その者が、広島市議会傍聴規則施行要領第5条第5号若しくは第7号又は広島市議会常任委員会等傍聴要領第7条第1項第4号若しくは第6号に掲げる者に該当することにより傍聴席に入ることができない</u> 本会議、常任委員会及び特別委員会の傍聴の受付において利用するため、議長、これらの委員会の委員長及び当該受付に關係する事務に従事する議会事務局の職員で共有する。